

東松島市「市民サービス向上責任者」の設置について

今年4月1日から市役所内の各所に課長補佐職を導入したことに伴い、新型コロナウイルスに関して窓口対応等が重要になる中、SDGsの「住み続けられるまちづくり」の理念にも沿って、市役所全体の一層の市民サービス向上を図るため、下記のとおり「市民サービス向上責任者」を設置しますので、お知らせします。

記

- 1 設置月日 令和2年6月8日（月）
第1回課長補佐研修（午前9時15分から202会議室）で市長から趣旨説明
- 2 該当者数 課長補佐職29人
（保育所長3名、幼稚園長、学校給食センター所長、縄文村館長各1名含む）
- 3 具体的目標と取組
各課所内においてサービス向上責任者が中心となり、次の目標達成に向けた具体的な取組を定め推進する。
 - （1）ていねいな対応
 - （2）わかりやすい説明
 - （3）迅速な処理
 - （4）身だしなみの徹底
- 4 取組の進行管理等
 - （1）各サービス責任者は、各課所の具体的な取組をまとめ総務部に提出する。
 - （2）市民サービス向上の取組を通じて、職員の資質向上も推進する。

■問 総務部総務課 （内線1267）